

がん患者アピアランスサポート事業申請書

尼崎市 様

(〒660-0052)

対象者が成年の場合は対象者の、
未成年の場合は法定代理人の
情報を記載してください。

申請者住所 尼崎市七松町1丁目3番1-502号

氏名 尼崎 太郎

(補助対象者が未成年の場合、法定代理人の氏名・住所を記載)

関係書類を添えて次のとおり補正具購入経費の補
なお、次のことについて同意します。

- 市町から医療機関に治療内容及び購入先に
- 市町から県に対し、市町の補助実績に係る
- * 住民票・所得証明書類の提出を省略する場合
- 住民基本台帳等により世帯情報を確認する
- 住民税課税資料により要綱別表1に記載する

○上の2点については申請に当たり同意が必須となります。
ご了承いただいた上、チェックをお願いいたします。
また下の2点については、書類を省略される場合のみ同意が必須となります。
なお、同意をいただいた場合についても市の方で確認できない場合がございます。
(市民税県民税の申告をされていない・当該年の1月1日以降に転入された方等)
その場合は書類の提出が必要となりますのでご了承ください。
○提出を省略される場合は別途「世帯調書」の作成が必要になります。
申請書と一緒に提出してください。

補助対象者	ふりがな	あまがさき はなこ		生年月日	
	氏名	尼崎 花子		2002年6月1日(19歳)	
	住所	〒660-0051 尼崎市七松町1丁目3番1-502号		電話 080 (0000) 0000 E-mail aaaa@bbbb.jp	
申請者*	ふりがな	あまがさき たろう		補助対象	
	氏名	尼崎 太郎		父	電話番号 00-0000-0000
* 補助対象者が未成年の方の場合は、(成年の場合記入不要) 本人の氏名等を記入してください。					
補助実績	過去の	過去に県内市町からがん治療に伴う医療用ウィッグ(装着時に皮膚を保護するネット含む)購入経費の補助を受けたことがありますか。		はい・いいえ (はいの場合自治体名:)	
	過去の	過去に県内市町からがん治療に伴う乳房補正具(補正下着(下着とともに使用するパッド含む)又は人工乳房(乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く。))購入経費の補助を受けたことがありますか。		はい・いいえ (はいの場合自治体名:)	
補助対象経費	補正具の種類	医療用ウィッグ(装着時に皮膚を保護するネット含む)		乳房補正具(補正下着又は人工乳房のいずれか)	
	購入日	2022年4月3日		2022年5月7日	
	購入費用	ア 55,000円(税込)		エ (補正下着の金額) 7,700円(税込)	キ (人工乳房の金額) 円(税込)
	補助限度額	イ 50,000円	オ 10,000円	ク 50,000円	
	補助対象額	ウ【ア又はイのうちいずれか低い額】 50,000円	カ【エ又はオのうちいずれか低い額】 7,700円	ケ【キ又はクのうちいずれか低い額】 円	
補助申請額		57,700円 (*ウとカ又はウとケの合計を記入してください。)			
添付書類(添付した書類に☑をつけてください)		<input checked="" type="checkbox"/> がん治療に関する説明書や診断書、治療方針計画書など(写し可) <input checked="" type="checkbox"/> 領収書(購入日、品目、金額、台数入り。医療用ウィッグは「医療用」、乳房補正具は「補正下着」又は「人工乳房」の記載のあるもの。写し可。) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金の振込を希望する金融機関の通帳等カナ名義及び口座番号等が確認できるものの写し * 市が住民基本台帳・住民税課税資料等により確認を行うことに同意しない場合は下記の書類を添付してください。 <input type="checkbox"/> 住民票(世帯全員。発行から3か月以内で、個人番号(マイナンバー)の記載のないもの。写し可。) <input type="checkbox"/> 要綱別表1に記載する所得を証明できる書類(1月~5月の申請の場合は前々年、6月~12月の申請の場合は前年の所得に係るもの。写し可。) 			
振込先	金融機関名	〇〇〇 銀行・金庫 〇〇〇 本店・支店		信用組合・農協 〇〇〇 出張所	
	店番	〇	〇	〇	アマガサキ タロウ
	口座番号	〇	〇	〇	〇
口座名義人は申請者(補助対象者もしくはその法定代理人)と同一になるよう記載してください。					
申請受理年月日	申請書受理後、担当者より記載するため、空白のままご提出ください。				月 日
支給決定額					

(注) 二重線以外の枠に記入してください。